三　法附則第二条の二十三第四項の規定により剰余金の額を減少する場合　同項第一号の額に相当する額

四　法附則第二条の二十六第六項の規定により特定投資準備金の額を増加する場合　同項の規定により特定投資準備金の額を増加する額に相当する額

2　会社の特定投資準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法附則第二条の二十六条第一項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合　同項第一号の特定投資準備金の額に相当する額

二　法附則第二条の二十七条第二項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合　同条第四項第一号の特定投資準備金の額に相当する額

（特定投資剰余金の額）

第九条　会社の特定投資剰余金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の二十六第六項の規定により特定投資剰余金の額を増加する場合　同項の規定により特定投資剰余金の額を増加する額に相当する額

二　業務別収支計算書において特定投資業務に係る当期純利益金額が生じた場合　当該当期純利益金額に相当する額

三　前二号に掲げるもののほか、特定投資剰余金の額を増加すべき場合　特定投資剰余金の額を増加する額として適切な額

2　会社の特定投資剰余金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法附則第二条の二十六第一項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合　同項第一号の特定投資剰余金の額に相当する額

二　法附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合　同条第四項第一号の特定投資剰余金の額に相当する額

三　業務別収支計算書において特定投資業務に係る当期純損失金額が生じた場合　当該当期純損失金額に相当する額

四　前三号に掲げるもののほか、特定投資剰余金の額を減少すべき場合　特定投資剰余金の額を減少する額として適切な額

（資本金の額の特例）

第十条　会社の資本金の額は、会社計算規則第二十五条第一項の規定にかかわらず、法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定により特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合においては、同条第四項第一号の特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額に相当する額から附則第二十条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する国庫に納付すべき額に相当する額を減じて得た額のうち資本金の額を増加する額として適切な額が増加するものとする。

2　会社の資本金の額は、会社計算規則第二十五条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法附則第二条の二十三第三項の規定により資本金の額を減少する場合　同項の規定による読替え後の会社法第四百四十七条第一項第二号の特定投資準備金とする額に相当する額

二　改正法附則第二条第一項の規定により同項各号に掲げる額の合計額により資本金の額を減少し、危機対応準備金の額として計上する場合　同項各号に掲げる額の合計額に相当する額

（資本準備金の額の特例）

第十一条　会社の資本準備金の額は、会社計算規則第二十六条第一項の規定にかかわらず、法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定により特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合においては、同条第四項第一号の特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額に相当する額から附則第二十条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する国庫に納付すべき額に相当する額を減じて得た額のうち資本準備金の額を増加する額として適切な額が増加するものとする。

2　会社の資本準備金の額は、会社計算規則第二十七条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の二十六第一項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合　同項第一号の特定投資準備金の額に相当する額

二　法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定により特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合　同条第四項第一号の特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額に相当する額

三　法附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合　同項第一号の特定投資剰余金の額に相当する額

四　法附則第二条の二十七第四項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合　同条第四項第一号の特定投資剰余金の額に相当する額

（その他資本剰余金の額の特例）

第十二条　会社のその他資本剰余金の額は、会社計算規則第二十七条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合　同項第一号の額の合計額に相当するその他資本剰余金の額を増加する額として適切な額

二　法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定により特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合　同条第四項第一号の特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額に相当する額から附則第二十条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する国庫に納付すべき額に相当する額を減じて得た額のうちその他資本剰余金の額を増加する額として適切な額

2　会社のその他資本剰余金の額は、会社計算規則第二十七条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法附則第二条の二十三第四項の規定により剰余金の額を減少する場合　同項第一号の額（その他資本剰余金に係る額に限る。）に相当する額

二　法附則第二条の二十六第六項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合　同項の規定によりその他資本剰余金の額を減少する額として適切な額

3　会社は、前項の場合において、同項の規定により減少すべきその他資本剰余金の額の全部又は一部を減少させないこととすることが必要かつ適当であるときは、同項の規定にかかわらず、減少させないことが適当な額については、その他資本剰余金の額を減少させないことができる。

（利益準備金の額の特例）

第十三条　会社の利益準備金の額は、会社計算規則第二十八条第一項の規定にかかわらず、法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定により特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合においては、同条第四項第一号の特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額に相当する額から附則第二十条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する国庫に納付すべき額に相当する額を減じて得た額のうち利益準備金の額を増加する額として適切な額が増加するものとする。

2　会社の利益準備金の額は、会社計算規則第二十八条第二項の規定にかかわらず、法附則第二条の二十三第三項の規定により準備金の額を減少する場合においては、同項の規定による読替え後の会社法第四百四十八条第一項第二号の特定投資準備金とする額（利益準備金に係る額に限る。）に相当する額が減少するものとする。

（その他利益剰余金の額の特例）

第十四条　会社のその他利益剰余金の額は、会社計算規則第二十九条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合　同項第一号の額の合計額に相当するその他利益剰余金の額を増加する額として適切な額

二　法附則第二条の二十七第二項又は第三項の規定により特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合　同条第四項第一号の特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額に相当する額から附則第二十条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する国庫に納付すべき額に相当する額を減じて得た額のうちその他利益剰余金の額を増加する額として適切な額

三　業務別収支計算書において特定投資業務に係る当期純損失金額が生じた場合　当該当期純損失金額に相当する額